

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る部分はこれを取り消し、その余の再審査請求はこれを棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、A県B市に所在するC会社D店に勤務していた平成〇年〇月頃、上司とのトラブル等により精神障害（以下、その傷病名から「うつ病」という。）を発病したとして監督署長に平成〇年〇月〇日付けの第1回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで）の請求（以下「第1回請求」という。）及び平成〇年〇月〇日付けの第2回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求（以下「第2回請求」という。）をしたところ、監督署長は当該疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求及び当審査会に対して再審査請求をしたが、いずれも棄却されたため、取消訴訟を提起したところ、監督署長の当該処分が取り消され、平成〇年〇月〇日に判決は確定した。

請求人は、平成〇年〇月〇日に自宅で脳・血管疾患（以下、その傷病名から「脳出血」という。）を発症したこともあって上記休業補償給付に係る休業期間後も引

き続き休業を継続したとして、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に監督署長に休業補償給付の請求をした。

監督署長は、平成〇年〇月〇日付けの第3回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求（以下「第3回請求」という。）は請求人の保険給付を受ける権利が時効によって消滅しているとして平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をし、平成〇年〇月〇日付けの第4回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求（以下「第4回請求」という。）のうち平成〇年〇月〇日分は第3回請求と重複しているとし、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの分は請求人の保険給付を受ける権利が時効によって消滅しているとして、また、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの分は「うつ病」が平成〇年〇月〇日に既に治癒しており、かつ、「脳出血」は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。さらに、監督署長は、同月〇日付けの第5回休業補償給付（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）の請求については、「うつ病」が平成〇年〇月〇日に既に治癒しており、かつ、「脳出血」は業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。

請求人は、第4回及び第5回の休業補償給付に係る処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した「うつ病」が平成〇年〇月〇日をもって治癒したものであると認められるか否か、請求人に発症した「脳出血」が業務上の事由によるものであると認められるか否か、及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものであると認められるか否か、にある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の本件請求の趣旨は、①請求人に発病した「うつ病」が平成〇年〇月〇日をもって治癒したと判断されたことへの不服、②請求人に発症した「脳出血」が業務上の事由ではないと判断されたことへの不服、③平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を受ける権利が時効によって消滅したとされたことへの不服、の3点にある。
- (2) まず、請求人に発病した「うつ病」については、請求人に発症した「脳出血」を含めて治療に当たったE医師が平成〇年〇月〇日付け意見書において、「外来でうつ症状はまったくなくなり、H〇年〇月〇日より抗うつ剤中止していた。」と述べている。この点、請求人の「うつ病」について発病当初より治療に当たっていたF医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、現状の症状として「うつ病症状はほぼ消退して寛解状態。しかし職場に戻るだけの意欲や自信は回復していない。またストレスに対して、抑うつや意欲低下を再発し易い状態にある。」としており、この時期から約3年を経た平成〇年〇月〇日において治癒しているとした上記E医師の所見は、その経緯からみて首肯できるものである。したがって、当審査会としては、業務上の事由として発生したと認められる請求人の「うつ病」は、平成〇年〇月〇日には治癒したものと判断する。
- (3) 次に、平成〇年〇月〇日に請求人が発病した「脳出血」についてみると、E医師は、上記意見書において、以前に発生していたうつ病との医学的関連性について「関係ないことはないと思われる。」と述べているが、G医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において「特になし」と述べている。この点、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、うつ病はすべての脳卒中のリスクを上昇させるものの、脳出血等出血性脳卒中のリスクとは認められないとの論文から、うつ病が脳出血の直接的な危険因子とはなりにくいとの結論を導いている。当審査会としては、上記のとおり、「脳出血」発病前であるF医師による平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の「うつ病症状はほぼ消退して寛解状態」であるとされていること、また、同意見書及びG医師の上記意見書において、請求人には「脳出血」の重大な危険因子たる高血圧症の既往

が認められること、さらには、H医師の上記意見書から、請求人に発症した「脳出血」については、うつ病が強い危険因子とはならないとの見解があることなどに照らして、請求人に発病した「脳出血」は、業務に関連して発症した「うつ病」と相当因果関係があるとは認められないものと判断することが相当であると考える。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日にI医療センターにおいて「うつ病」疑いと診断され、抗うつ剤の投与が再開されていることが認められるが、請求人は既に退職し業務を行ってはおらず、仮に請求人に発病した「脳出血」が新たに発病した「うつ病」の原因であったとしても、上記のとおり、当該「脳出血」自体が業務に起因して発病したとは認められないものであることから、業務に起因して発病したものと判断できないものである。

(4) 最後に、請求人が、第4回請求に係る平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付を受ける権利は、時効によって消滅しているとされたことへの不服について検討すると、以下のとおりである。

当審査会においては、従前より、先行する休業補償給付又は療養補償給付が不支給とされ、当該給付に係る不服審査等の手続が継続している場合、先行処分と判断の基礎となる疾病が同一の場合の休業補償給付又は療養補償給付の後続請求については、時効の成立を否定している。これは、先行請求の不服審査等が長引くことにより、時効消滅を認めた場合、先行処分が取り消されない限り、後続請求については直ちに不支給処分がなされる可能性が高いにもかかわらず、請求人は不服審査請求を反復するという負担を余儀なくされる結果となるため、こうした事態を避けることを意図するものである。このような形式的な要件のみで請求人に負担を課すことの不合理を是正するため、先行処分の取り消し後、遅滞なく後続請求を行っている限りにおいては、単に労災保険法第42条に定める期間を経過したという理由のみをもって、請求棄却もしくは却下との結論を導くことは妥当ではないとの判断に基づく。

本件において、請求人が第4回請求を行うに当たっては、請求原因となる疾病が、同一の「うつ病」である第1回請求及び第2回請求において不支給処分とされており、当該先行請求について、裁判等を経て変更決定が行われたのが平成〇年〇月〇日である。したがって、同日の取消決定までの間は、第4回請求のうち、「うつ病」に起因する部分については、事実上、先行する不支給処分

が後続請求の妨げとなっているところ、仮に請求人に判決が確定し、取消決定までの間に後続請求を続けさせた場合、著しい負担を課すこととなり、極めて不合理である。

このため、従前の審査会の判断に照らし、監督署長による先行処分の変更決定後、平成〇年〇月〇日に遅滞なく行われた第4回請求については、単に労災保険法第42条に定める期間を経過したという理由のみをもって、時効により消滅したと判断することは妥当ではない。

ただし、上記(2)のとおり、「うつ病」については平成〇年〇月〇日に治癒していたものとみることが相当であるので、結果として認められる請求期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとなる。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した「うつ病」は平成〇年〇月〇日をもって治癒したものであり、また、請求人に発症した「脳出血」は業務上の事由によるものであるとは認められないが、平成〇年〇月〇日から「うつ病」が治癒した平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付については、これを受ける権利が時効によって消滅したものとは認められないものである。したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に限り、妥当性を欠くものであり、取り消されなければならない。

よって主文のとおり裁決する。